

第2編
分野別施策

第1章 人と自然との共生の確保

島根県は、南部県境付近を中心にブナの自然林が残る中国山地の山々が連なり、これを源として日本海に注ぐ斐伊川、江の川、高津川の3河川が大きな流域を形成しています。また、日本有数の汽水湖でラムサール条約湿地にも登録されている宍道湖・中海に代表される湖沼や、日本海に隔てられ特有な地質が存在し、固有の生物が生息・生育する隠岐諸島など多様で豊かな自然環境に恵まれています。

県土のおよそ8割を森林が占め、花こう岩に源を持つ磁鉄鉱を採掘・生産する技術である古くからのたたら製鉄と薪炭林施業が行われるなど、人の生活と自然が持続可能な範囲で関わり合うことで里地・里山などの二次的自然環境が形成され、そこには多種・多様な野生動植物が生息・生育し、豊かな生態系を育んできました。

このように地域に固有の自然があり、それぞれに多種・多様で特有の生物が生息し、それらがつながり合っていることを「生物多様性」といい、私たちは、この生物多様性が織りなす自然環境から食料、木材、繊維又は医薬品の原料などの多くの恵み（生態系サービス）を享受し、今日の生活を築いてきました。

また、健全な自然環境は、水源かん養、各種自然災害の防止・低減、水質等の環境浄化に寄与するほか、教育活動、レクリエーション等の対象として、さらには地域に根ざした文化を形成し生活に潤いと安らぎをもたらす存在として、私たちが豊かで文化的な生活を送る上でも欠かすことのできないものです。

しかし、この数十年の間に、人と自然との関わりの変化により、次のような4つの危機を迎えています。

- ①開発など人間活動による危機（開発工事や、動植物の乱獲などの人間活動が引き起こす影響）
- ②自然に対する働きかけの縮小による危機（①の危機とは逆に、里地・里山の農用林や水田などが過疎化などで管理されなくなることによる影響）
- ③人間により持ち込まれたものによる危機（外来種や化学物質などにより、地域固有の自然が改変していく影響）
- ④地球環境の変化による危機（人間活動に起因する地球温暖化など地球環境の変化による影響）

こうした状況から、県民が多様な形で自然と関わりを持ちながら、森・里・川・海などの保全と活用を進めていくことが重要です。豊かな自然の恵みを次代に継承し続けることができるよう、人と自然が共生する社会を構築していくことが求められています。

人と自然との共生の確保

1. 生物多様性の保全

私たちの暮らしは、生物多様性がもたらす自然の恵みに支えられています。
野生動植物やその生息・生育環境を守り、豊かな生物多様性を保全します。

2. 自然とのふれあいの推進

自然環境への関心を高めていくことが、生物多様性の保全につながります。
しまねの豊かな自然環境を、人と自然とのふれあいの場として活用します。

3. 森・里・川・海の保全と活用

自然や景観に配慮した経済活動が、私たちの豊かな暮らしを支えています。
森・里・川・海などの保全と活用により、地域の持続的発展を目指します。

1. 生物多様性の保全

私たちの暮らしは、生物多様性がもたらす自然の恵みに支えられています。
野生動植物やその生息・生育環境を守り、豊かな生物多様性を保全します。

【現状と課題】

野生動植物にはひとつひとつに個性があり、密接に繋がりが合って絶妙なバランスを保ちながら生息しています。私たちの生活環境も、そうした自然環境との膨大な繋がりとその相互作用の中で、創られてきました。

しかし、生物多様性の4つの危機などによって、絶滅に直面している野生動植物種が増えています。このまま放置すれば、島根の豊かな生物多様性は損なわれ、そこから得られる自然の恵みも失われることになることから、県民をあげて対策を進めることが急務となっています。

そのため、島根県では、県内の絶滅のおそれのある野生動植物とその減少した要因などを取りまとめた「しまねレッドデータブック」を策定し、植物編（平成24年度改訂）では394種、動物編（平成25年度改訂）では550種を選定しています。

2010(平成22)年3月には「島根県希少野生動植物の保護に関する条例」を公布し、希少野生動植物の過度な捕獲・採取の防止や、生息地等の開発行為規制、効果的・計画的な保護管理事業の実施、県民・NPO等との協働した保護活動に取り組んでいます。

また、生態系を保全するため、国立・国定公園、県立自然公園、自然環境保全地域、鳥獣保護区や天然記念物などを指定し、規制等を行うとともに、住民に親しまれている自然環境などについては、県が「みんなで守る郷土の自然」に選定し、地域住民による保全活動を推進しています。

さらに、ラムサール条約湿地に登録され、多くの水鳥が飛来する宍道湖・中海の保全再生に取り組んでいます。このほか、出雲市・雲南市ではトキ・コウノトリと共に生きるまちづくりが進められています。

一方、イノシシやニホンジカは、耕作放棄地などの増加により生息域が拡大し、農林業や在来種への被害等、自然生態系への影響拡大が懸念されています。また、ツキノワグマのようにレッドデータブック掲載種であっても、人や果樹などに被害を及ぼすおそれのある場合があります。これらの場合には、保護と管理の適切な調整によって県内の豊かな生物多様性の保全を図ることが求められます。

外来種、特にアライグマなどの侵略的外来種の計画的な防除、希少野生生物及び地域の身近な生物の生息・生育環境の保全と再生活動や、開発事業における生物多様性への配慮なども重要となっています。

【取組の方向】**(1) 野生動植物の積極的な保護と適切な管理**

- ① 絶滅危惧種の生息・生育地の調査等に基づく「しまねレッドデータブック」の改訂
- ② 指定希少野生動植物（条例に基づき県が指定）の追加指定と計画的な保護管理の推進
- ③ 希少野生動植物保護巡視員（条例に基づき地元団体及び専門家等を認定）との協働による保護管理
- ④ 侵略的外来種による被害拡大の防止
（関係機関や団体と連携した実態把握や対策の実施など）
- ⑤ 鳥獣保護管理事業計画や第一種特定鳥獣保護計画、第二種特定鳥獣管理計画に基づく、野生鳥獣の保護と農林作物等の被害防止対策との適切な調整
- ⑥ 県民・事業者等と連携した、失われつつある自然環境の再生や修復
- ⑦ 三瓶自然館サヒメルや宍道湖自然館ゴビウス、しまね海洋館アクアスの機能の充実
（希少生物の標本や情報の収集など）
- ⑧ 地球温暖化に伴う生態系への影響の回避・軽減 [第3章－4参照]

(2) 優れた自然の保全

- ① 地元の保護育成会等との協働による、自然環境保全地域の適切な保全
- ② 自然公園における行為等に係る許認可の適正な運用
- ③ 天然記念物を県民の貴重な財産として保護（オオサンショウウオ及びその生息地など）
- ④ 「みんなで守る郷土の自然」等選定地域などの地域住民と連携した、法規制外の貴重な動植物や優れた自然の保全
- ⑤ 自然保護意識の普及啓発（マスメディアを活用した広報など）

(3) 環境に配慮した工事の推進

- ① 貴重な野生動植物等の保全（希少野生動植物の生息・生育情報等の提供及び指導）
- ② 公共工事における自然環境への配慮（島根県公共事業環境配慮指針の適切な運用）
- ③ 大規模開発における環境影響の回避・低減 [第5章－3参照]

2. 自然とのふれあいの推進

自然環境への関心を高めていくことが、生物多様性の保全につながります。しまねの豊かな自然環境を、人と自然とのふれあいの場として活用します。

【現状と課題】

県内には、国立公園や国定公園、県立自然公園、世界ジオパーク、日本ジオパーク、ラムサール条約湿地、県民の森など世界や日本全国に誇れる多様で豊かな自然が多く残されており、自然とふれあう環境が様々な形で整備されています。

また、三瓶自然館サヒメルや、宍道湖自然館ゴビウス、しまね海洋館アクアスなどの自然体験学習の拠点施設を整備し、自然とのふれあいを推進してきました。

一方、県政世論調査によると、県民の自然環境の保全についての意識は、「関心がある」との回答が約6割、生物多様性の保全については「保全されているのか、損失が進んでいるのか分からない」が約4割となっています。

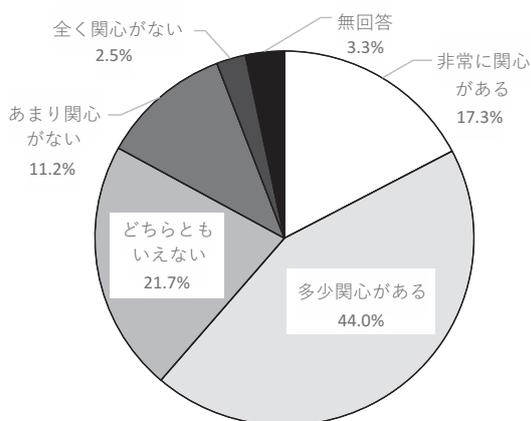
このことは、産業構造や生活スタイルの変化などによって、近所の里山や川辺などの身近な自然にふれあう場所や機会が少なくなっていることが要因の1つと考えられ、結果として自然への関わりや働きかけが低下し、生物多様性の保全が困難になることが懸念されます。

このような状況において、島根の豊かな自然環境を次世代に引き継ぐためにも、多くの県民が様々な形で身近な自然とふれあい、関わることで、恵まれた自然環境を大切にする意識を高め、自然環境の保全や生物多様性の重要性への理解を促進することが必要です。

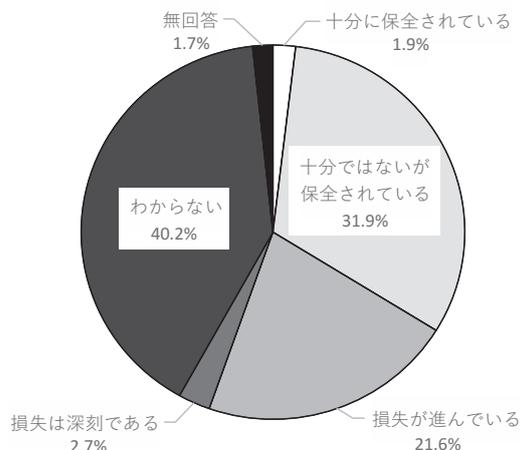
また、自然環境の維持や保全を行うばかりでなく、島根でしか感じられない自然の魅力を、自然保護活動を通じた人づくり・地域づくりに活かしていくことや、観光振興や関係人口の拡大に積極的に活用していくことが求められています。

<自然環境に関する県民意識>

①自然環境の保全に対する関心の程度



②生物多様性の保全の程度に対する評価



資料：令和元年度島根県政世論調査

3. 森・里・川・海の保全と活用

自然や景観に配慮した経済活動が、私たちの豊かな暮らしを支えています。森・里・川・海などの保全と活用により、地域の持続的発展を目指します。

【現状と課題】

県内には、森林や農地をはじめ、河川、湖沼、海岸など、多様な環境が存在し、そこから生み出される恵みは、自然的なつながりと、人の関わりによる経済的つながりにより、支え合っており、多面的な機能を生み出しています。

県土の大部分を占める中山間地域は、農林水産物の生産の場であるとともに、土壌の流出を防ぐ機能、土砂崩れを防ぐ機能、水源をかん養する機能など、重要かつ多様な役割も果たしています。

しかし、急速な人口減少が進む中で、農林水産物の価格低迷などにより意欲ある担い手の参入が進まなかった結果、担い手は高齢化し、農山漁村の活力が失われ、森林経営の放棄や農地の耕作放棄なども拡大しています。

このままでは、森林・農地などが持つ多面的機能の低下が危惧されるとともに、森林・農地とも関連する沿岸域での藻場の減少など、漁場環境の悪化までも懸念されています。

このため、担い手を確保し、農林水産業の振興や県土の保全を進め、適正な森林管理や耕作放棄地対策、水産資源の管理の推進など、農山漁村の多面的機能を維持・発揮させていくことが必要です。

さらに、流域圏など地形的なまとまりにも着目し、森・里・川・海を連続した空間として自然環境の保全・再生を図る「生態系ネットワークの形成」が求められており、関係機関が横断的に連携して取り組むことが必要です。

そして、森・里・川・海などの豊かな自然環境は島根の魅力ある地域資源であり、自然環境を大切にする意識を高めながら、人や地域の交流・体験の場として活用することが一層求められています。

また、その織りなす美しい景観は、地域の魅力を高めています。良好な景観は、地域固有の自然、歴史、文化等と人々の生活、経済活動等との調和によって形成、維持されてきたものであり、それぞれの地域で育まれた魅力ある景観を適切に保全していくことが必要です。

【取組の方向】

(1) 森・里・川・海の保全

- ① 適切な森林経営管理の推進と、担い手となる林業就業者の確保・育成
- ② 循環型林業の定着・拡大による、森林資源を活かした産業振興と環境保全の推進
- ③ 「県民参加の森づくり」など、多様な主体との協働した森林保全の推進
- ④ 島根CO2吸収認証制度など、森林保全におけるCSR（社会貢献）活動の推進
- ⑤ 有機農業を始めとする様々な環境にやさしい農業の推進
- ⑥ 草原環境の維持管理や耕作放棄地発生防止のための取組の支援
（草刈り、放牧、火入れなど）
- ⑦ 水環境等の保全と対策 [第2章－1参照]
- ⑧ 水産資源の持続的利用に向けた、科学的な知見に基づく資源管理の推進や藻場の保全
- ⑨ 河川が本来有している生物の生息・生育・繁殖環境等の保全・創出する「多自然川づくり」の推進
- ⑩ 貴重な生物の生息・生育地への車の乗り入れ規制など、海岸環境の保全
- ⑪ 海岸漂着物対策の推進 [第4章－3参照]

(2) 地域資源としての活用

- ① 棚田地域の保全活動や、棚田オーナー制度など、交流活動の促進
- ② 外来種の駆除や休耕田を活用したビオトープづくりの促進など、生物多様性の確保
- ③ 市民農園や漁業体験施設の整備、滞在型余暇活動の推進など、都市と農山漁村の交流の促進
- ④ 森・里・川・海での環境学習や自然体験などの促進

(3) 良好な景観の保全と創造

- ① 市町村による良好な景観形成のための計画づくりの支援
- ② 住民団体やNPO、企業等による景観づくり活動の支援
- ③ 魅力ある景観の普及啓発や観光施策と連携した情報発信
- ④ 大規模行為の届出（一定の規模を超える建築物等の設置や開発行為に係る届出）に対する指導等の適正な運用